

新潟市南区交通安全指導員ボランティアに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有償ボランティアとしての新潟市南区交通安全指導員（以下「区指導員」という。）の登録、活動、謝礼等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 区指導員の定数は25人以内とする。

(登録)

第3条 市長は、交通安全についての知識又は経験を有し、交通安全指導業務に適すると認められる者を区指導員として登録する。

(登録の期間)

第4条 区指導員の登録期間は、登録した日の属する年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、期間を更新することができる。

(活動内容)

第5条 区指導員の活動は、次のとおりとする。

- (1) 交通安全指導に関すること。
- (2) 交通安全意識の普及啓発に関すること。
- (3) その他交通安全の推進に関すること。

2 区指導員は、活動を終了したときは、速やかに活動内容を市長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第6条 区指導員は、活動に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に区指導員としての自覚をもち、誠実、公正に活動を行うこと。
- (2) 常に交通法規を守り他の模範となるよう努めること。
- (3) 警察官の職務権限を侵し、又はそれとまぎらわしい行為をしないこと。
- (4) 粗暴な言動を慎み、誠意を持って指導を行うこと。

(研修等)

第7条 区長は、区指導員がその活動を適正かつ円滑に遂行できるよう、必要に応じて研修会又は連絡会議等を開くものとする。

2 区指導員は、活動上必要な知識及び技術の習得に努めるものとする。

(謝礼)

第8条 市長は、区指導員の活動に対して謝礼を支払う。

2 前項における謝礼の額は、新潟市財務規則運用要綱に基づくものとする。

3 謝礼は、月払いとして翌月月末までに支払う。

(登録の取消し)

第9条 区指導員が区指導員としての活動を中止する場合、活動を中止する日の30日前ま

でに市に登録抹消願いを提出するものとする。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではない。

2 市長は、次の各号いずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 前項の登録抹消願いが提出されたとき
- (2) 区指導員が死亡、病気、その他の理由により活動できないと客観的に認められるとき
- (3) 第6条の規定に反すると認められたとき
- (4) その他、市長が不適格と認めたとき

(事故の際の責任)

第10条 区指導員は、市が加入する保険に加入するものとする。なお、その費用は市の負担とする。

2 区指導員が活動中の事故等により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、上記保険の補償額を限度とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。